

水道法施行細則の一部改正（内容説明資料）

【条例対象箇所】	【 規定内容 】
第1項関係	<p>(趣旨)</p> <p>○ この規則は、秋田県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年秋田県条例第〇〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(専用水道の水道技術管理者の資格)</p> <p>○ 条例第一項第七号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 条例第一項第一号又は第二号の卒業生であって、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百条に規定する大学院の研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業生にあつては一年以上、同項第二号の卒業生にあつては二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>二 条例第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第一号に規定する学校の卒業生については五年以上、同項第三号に規定する学校の卒業生については七年以上、同項第四号に規定する学校の卒業生については九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>三 外国の学校において、条例第一項第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科目、同項第三号若しくは第四号に規定する課程、同項第五号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>四 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

五 水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）第十四条第三号の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

第2項関係

- 条例第二項第七号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 条例第二項第一号又は第二号の卒業者であって、学校教育法百条に規定する大学院の研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては六箇月以上、同項第二号の卒業者にあつては一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - 二 条例第二項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第一号に規定する学校の卒業者については二年六箇月以上、同項第三号に規定する学校の卒業者については三年六箇月以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については四年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - 三 外国の学校において、条例第二項第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科目、同項第三号若しくは第四号に規定する課程、同項第五号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - 四 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - 五 水道法施行規則第十四条第三号の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者